

池田文書の研究（十二）

池田文書研究会

高階経徳の書簡について

一、高階経徳の略歴

経徳は、典薬寮医師で明治中期まで侍医として生き残った唯一の漢方医である。典医高階枳園の孫。天保五年八月九日高階経由の子として京都に生まれる。嘉永七年正月従六位に叙せられ筑前介に任ぜられ、のち典薬少允となる。

明治元年二月、典薬寮医の「西洋医学御採用方」に関して、父経由と連署で建白書を上奏して受理される。これにより洋方医が漢方医と並んで侍医に任用される道が開かれた。同年、明治天皇の大坂行幸に供奉。同年五月軍務官病院医師を兼勤。ついで東京行幸に供奉。明治二年三月天皇の東遷に供奉して東京に移る。同年九月大典医に任ぜられ、侍医規則取調御用となるが、明治四年八月に権大侍医、ついで明治六年八月には少侍医に降格される。明治七年十一月台湾へ派遣される。明治八年一月の官制改革により六等侍医に、さらに明治十年九月には侍医から医員に下げられる。明治十一年七月脚氣病院の設立とともに事務長副に任ぜられる。明治十二年五月侍医に復し五等侍医に任ぜられ、旧琉球藩主尚泰の診察のため

沖繩県に派遣される。明治十三年十二月、桂宮皇子内親王の病氣中、京都滞在を命ぜられる。明治十四年四月四等侍医に任ぜられ、明治十九年二月官制改革により侍医に任ぜられ奏任四等となるが、明治二十二年三月二十四日病没。享年五十六。

（参考文献・侍医寮編『転免物故履歴書』（明治二十一年）昭和十三年）、京都府医師会編『京都の医学史』

二、経徳の書簡

経徳は、典医に漢方医以外の洋方医を任用する道を開くのに功のあった人物として知られるが、維新後の彼の事歴はほとんど注目されることがない。池田文書にある三十八通に及ぶ経徳の書簡はこうした維新後の空白を埋める貴重な資料である。

書簡八三四は、謙齋が洋方医として始めて明治天皇を拝診したとされる明治三年四月二十二日（『明治天皇紀』）の前日のもので、典医局へ出頭を求めた達状である。高階大典医と署名があり、当時は経徳が典医局の局長格であったことを窺わせる。

ここで、典薬寮から侍医局へ至る名称の変遷は漢・洋方医の対立を反映してかなり込み入っているので、整理しておく次のようになるう。（一）内はその期間である。

典薬寮（明治二年七月七日・於京都）

典医寮（明治二年七月八日）明治二年十月十三日・以下東京

典医局（明治二年十月十四日）明治四年八月九日

侍医寮（明治四年八月十日）明治十年八月二十八日）

侍医局（明治十年八月二十九日）明治四十年十二月三十一日）

侍医寮（明治四十一年一月一日）昭和二十年）

典藥寮以来の典医は、明治四年八月の官制改革で典医局が廃されたのにもないほとんど排除されたが、経徳だけはただ一人、相次ぐ降格にもかかわらず晩年まで侍医局に勤務している。それを可能にしたのは明治天皇の信任もあろうが、その豪放な性格のお蔭だったとも思われる。

書簡5〜16の十二通は、明治十四年、桂宮の病氣拝診のため京都に滞在したときのもので、経徳のそうした性向をいかななく伝えている。

〔遠藤 正治〕

1 明治三年四月二十一日

八三六 高階経徳 池田謙齋

明二十二日第十字天脉^{平出}拜診被蒙仰候義ニ付、今日中ニ典醫局江御出頭而當番を以而御請之義御申上置可被成候、今日下官東校江罷出可申心組に付其節委細可申上と奉存居候処、俄ニ東校江不参ニ相成候ニ付、此段申上置候、餘事は明朝拝顔ニ可申上候、已上、

四月廿一日

池田少典醫様

高階大典醫

〔遠藤〕

(一) 謙齋が少典医時代で明治三年と推定される。この翌日、四月二十二日謙齋は洋方医としては始めて明治天皇を小御所代において拝診する。

2 明治（十二）年七月八日

八五三 高階経徳 池田謙齋

拜復、昨日は御草臥奉察候、陳は御大礼服申出御使ニ御渡申候、尚又本日午後五時、早蕨典侍弥御産所ニ被相移候、此段乍序申上置候也、

七月八日 高階経徳

池田先生

〔田中〕

(一) 早蕨典侍弥御産所……柳原愛子権典侍が第三皇子嘉仁親王（大正天皇）出生のため青山御産所に移ったことをさすものと推定される。

(二) 前注の大正天皇出産直前の明治十二年と推定される。大正天皇の出産は八月三十一日。

3 明治（十二）年八月十三日

八三八 高階経徳 池田謙齋

拝読仕候、陳は本日御出頭可相成之処、御少々御発熱御咳嗽

等にて御委頼ニ付、御不参之趣、早蕨典侍殿御容体御尋合ニ相成、小官早速御代診仕候処、本日は昨日とは少々快方之趣ニ御座候、御心頭ニ被為懸候段厚宜御挨拶可申上と申聞候、諸症大ニ静穩ニ御座候、扱貴官御他行御届之義ニ付御尋合之趣書記官へ承り合候処、右は賜暇中之義故、一般ニ届捨之由候、別ニ指合無之候間何日よりにも御勝手御出立可被成候、当番操上之次第も御座候間、医局えは何卒幾日より御出立と申事を御申出置可被下候、此段御報申上候也、

八月十三日

高階経徳

池田先生

〔田中〕

4 明治（十三）年十月十八日

八六一 高階経徳 池田謙斎

〔封筒表〕池田大先生侍史 高階経徳

益御万祥奉賀候、陳は来二十一日習志野下志津原へ行幸御名代有栖川二品親王御成供奉、小生順番にて相勤可申候処、二十日は小生当直に相成、例刻出勤可仕之処無抛留守宅之所置仕度私用も有之、同日参直時刻之義少々遅参相願度、則本日伊東方成君へ御相談仕候処、明十九日は午後三時迄御同人御居残被下候ニ付、何卒貴官には明後二十日四時迄御居残被下度懇願仕候、依之明日は貴官午後三時ニ御出頭被下候へは宜儀ニ御座候、誠ニ隨意至極ニ御座候へ共宜御諒察奉願候、恐々

頓首

十月十八日夜認

十九日早朝呈

経徳拜

池田先生

侍史

〔田中〕

（一）有栖川二品親王……熾仁親王、明治十三年十月二十一日、明治天皇の名代として習志野下志津原へ出発。翌二十一日陸軍野營射的を代覧。
（二）前注より明治十三年と推定される。

5 明治（十四）年一月十一日

一八五〇 高階経徳 池田謙斎

又本日貴兄之情況も嘸々と奉察候ニ付是亦無詞を以て、

萬離情緒説無窮、再会温盟豈是空、岸上何人翻翠袖、号呼欲奪一帆風。

多罪千万御海涵可被下候、最早他ニ申上候御事も無之、御安全御帰着是祈、小生も尊教ニより一身之節度を立テ精々奉務可仕候間御安心可下候、御帰着之上は辱交之諸君え宜御伝声可被下候、余は後鴻万々可申上候、恐々頓首

新正十一日早暁

経徳拜

池 謙斎先生

〔田中〕

(一) 御帰着……明治十三年十二月三日桂宮淑子内親王診察のため京都に派遣された謙齋が翌年正月まで在京したのち

東京に帰ったことをさす。

(二) 前注より明治十四年正月と推定される。

6 明治(十四)年正月十一日

八五二 高階経徳 謙齋

(封筒裏) 一等侍医池田謙齋殿

(封筒裏) 緘 桂宮ニて五等侍医高階経徳

(前文欠) 渡参候間御覧可被下候、

一桂宮^(一)御預^(二)り歸^(三)りの封状箱はカバン之中へ入置候、右は里見兄承知ニ御座候、是亦申上置候也、

一当地御買物代并ニ旅舎之受取書附は里見兄へ相渡シ置候、是亦御承知可被下候、拜白

新正十一日

経徳

謙齋賢兄

(田中)

(一) 桂宮……桂宮淑子内親王。仁孝天皇第三皇女敏宮。文政十二年生まれ、文久二年宮を相続。明治十四年十月三日薨

去。享年五十三。

(二) 里見……未詳。

7 明治(十四)年一月十四日

一八五四 高階経徳 池田謙齋

謹啓、昨十三日御安全御帰京之趣早速御電報被下誠以恐悅至極之事奉賀候、桂宮様御容体午後十一日午後・十三日夜両度拜診仕候処、都て御異状不被為在候、本日午後御口中相伺候御約束ニ仕置候、過日之御丸薬調献仕候て筑紫町殿^(一)二篤と申含め置候処、何分にも御丸薬は御否之由にて不召上候、誠以困却仕候、然ルに筑紫町殿之趣向ニて、兼て朝夕ニ炊豆之湯ヲ被差上候ニ付、右湯中へ鉄剂ヲ溶解シテ被差上候処何之御弁へも無之被召上候趣ニ付、去ル十一日より枸橼酸鉄三爪ヲ両度ニ分ケ調献仕居候、不充分には御座候へ共、過日之煎薬中へ加入仕候方は稍相勝り候事と存候、其他御胃症も御宜薬被為入候に付近日より機那煎調献之心得ニ御座候、何レ追て之御模様可申上候、扨今般御滞京中は不一方御懇厚ヲ蒙り難有奉存候、御帰京後ハ客舎之寂寥益無聊ヲ加へ申候、乍併精神は漸鎮静仕候、尊兄には定て御草臥と奉察候、御精養万々奉折候、何卒御序ニ局長御始侍医々員之諸君へ宜被仰伝可被下候、先は右不取敢御帰京之御慶申上度如此御座候、余は後鴻万々可申上候、頓首、

一月十四日

経徳

池 一等侍医先生

(田中)

(一) 筑紫町殿……未詳

8 明治十四年一月二十二日

八六八 高階経徳 池田謙斎

(封筒裏) (宮)内省侍医局一等侍医池田謙斎殿平信御親展

(封筒裏) 封 明治十四年一月廿二日桂宮にて五等侍医高階経

徳

十四日出之尊書如何ナル故か延着、昨廿一日午後初着拜見仕候、尔後益御多祥奉恭賀候、以高庇下官も無事滞在罷在候、乍憚御放慮可被下候、十六日出之尊書は却て昨廿一日拂曉ニ到着仕候て、如仰堀越氏添書は早々大阪へ遣し置候、何レ近日再応之御答書可差上候、将桂宮御容体書別紙御手許迄差上候、宜御判見御上申可被下候、御発足後当地の寒気殊之外ニ御座候、誠ニ御案申上候、先々為差御異状も不被為在候へ共、向後之御事奉想像候へは愁眉山ヨリも重ク何共心痛仕候、御推察奉希候、御帰京之節奉願置候件々何分にも宜御取成奉願候、十四日御書面之趣一々御答和可仕候処、別紙御容体書之通り尔後は毎日参宮匆忙罷在候ニ付何レ一兩日中ニ御答和可仕候、先は右緊要のミ申上度早々頓首

十四年一月廿二日 経徳

池田謙斎殿

尚々時下折角御自愛專一奉折候、頓首

(田中)

(一) 堀越氏……未詳

9 明治(十四)年一月三十日

八六二 高階経徳 池田謙斎

(端裏書) 侍医局にて池田謙斎先□^田

謹啓、去廿四日之尊書拜見仕候、時下寒威凜然御座候処益御万祥被成御座恐喜至極奉存候、隨て小生無異滞在罷在候条乍憚御休意可被成候、陳は先回兩度被下置候御郵書は無滞着候て既ニ拜見仕り候段、誠ニ略書を以て御請仕候儀ニ御座候、御東帰後尊地之景況并ニ西京之景情も御比較上定て御想像被下候事と奉存候、御郵送為御替手形之義既ニ落手、殊ニ御懇厚ニ御恩借仕候段々、前回申上候通りニ御座候間御安意可被下候、○山本え被下金之義は桐命婦を以て御申入被下候趣略被相行候哉ニ被召思候得共、決答無之間は同人へは何も不申聞候段御示之趣奉畏候、更ニ口外不仕候間若被相行候様之事ニ御座候へは精々御尽力可被成下候、併シ是も兼々老兄と小生のミ注目之事にて、東京ニ於てハ過當之御処分と被思召容易ニ難被行御情況も可有之想像仕候、乍去小生ニ於て當時日勤同様之事にて、山本にも種々尽力之事も御座候へは、可相成御事も御座候へは物之多少ニ拘わらず御内儀より之御内賜御座候ハ、山本も一入感佩可仕事と存候、何分此辺之処宜御

配慮奉願候、○小生之儀ニ付早速局長先生へも御談シ被下本省へ御相談御試被下候処、尚早之景況ニ付来月下旬頃ニ至り更に表向御申出も可被下、併シ犢鼻褌之御説論一入難有銘肝仕候、決て油断シテ犢鼻褌を忘却仕間敷候、○当時小生之情況ニ於ては、三百許之寡兵を以て三十万之衆ニ相当り候様之事にて、必勝を万一二期し候様成事ニ御座候、併シ一步も引退は不仕、水不浸之板ニ沈竈生蛙之意中ニ御座候間先以御安心可被下候、只恨旗下ニ雷万春ナルモノ一人も無之候、○先回被下候御書中神戸御出帆後之御情景誠ニ御文意婉曲、毎条拝答仕候事連も禿筆之所及ニ無之、中々拙作抔之及ふ処にてハ無之候得共現時之意想を以て盛意ニ答へ奉ル而已ニ御座候、○老兄には御東帰後種々御請持之御用にて御繁務被為入、殊ニ新年宴会等も御盛ニ被行、御公私之御多端被為入候趣嗚々御困難御愉快とも奉察候、其後韻府一隅ハ定て一隅ニ掘りこまれ居候事と憫然之至りニ御座候、併シ小生ニ於ても老兄御帰京後は更ニ「淫事」ドツコイ韻事は無之、曉翠樓ニ蝨居罷在候而実ニ閉口罷在候、乍去余り退屈之余り、拙弟及一二之門生と陰ヲデハナイ韻ヲ探り候て空之字を得たり、依而左ニ

客舎偶成得空字、

囊底空々興亦空、俵樓寒夢独迷蒙、憶君紅閨翠帳裏、聴否鴨東梅柳風、拜乞御笑粲、

○宮中御当直中ニ彼人之写真を御持出しにて局長君御始ニ御誇りニ相成候御由、其情景を察スルニ世ニ亭主七分ニ客三分

と申事御座候、サレバ客之羨望涎三尺、亭主自慢涎七尺とも可申候、先生以て如何トス、○留守宅へ御尋問被下玄関限にて御帰り被下候趣、誠に以恐縮之至ニ御座候、併シ老妻ニ於ては、先生ニ拝顔を遂ケ、西京ニ於て小生、謹々爾々之実景を承り可申と定て御待居り可申之処、定て遺憾千万ニ奉存候、想像スルニ先生ニ於ても彼ノ疵モツ足ト申事ニ可被為入哉、老妻ニ於ては更ニ妬疾は無之、猶小生留守中は寂寥にも可罷在候間何卒時々御尋問被下、万一思召ニ相かない候ハ、御隨意ニ御使用被下度奉願候、○留守中相応寂寥ニも可有之候ニ付万一願出候事も御座候ハ、宜奉願候、是は実説ナリ実願ナリ、○最後之御一条ニ於て御懇ニ御教示之趣は誠心難有深感銘仕候、小生義も其後は以高庇格別之疾病も無之候得共、精々覚悟仕、朝昼之杯は相禁シ可申、進撃は毎週一回一発ニ可仕候、併シ実は近況ニ於て一週一回之進撃もチト覚束無ク相成り候、必々小生身体ニ於て尊論に隨ひ可申候間御安慮可被下候、今回局長君へは御無沙汰仕候間宜被仰上可被下候、殊ニ御配慮被下候御事も有之候ニ付宜御礼謝被仰上可被下候、恐々頓首

経徳

一月三十日

尚々時下折角御保護專一奉折候、再白

(田中)

(一) 山本……山本行正か。

(二) 局長……侍医局長。明治十年から十八年までは伊東方成

であつたと推定される。

(三) 沈寵生蛙……春秋時代晋の智伯が趙襄子の城を水攻めに
したため城中の人家のかまどが水びたしとなり蛙が生ま
れたという故事。

(四) 雷万春……唐の人、張巡の副將。

10 明治十四年一月三十一日

八三七 高階経徳 池田謙斎

聖上、両皇后宮、明宮被為揃益御機嫌能被為成候御沙汰奉伺
恐悦至極奉存候、当地ニ於而桂宮益御機嫌能被為成候御事恐
悦至極奉存候、陳は別紙^{平出}桂宮御容体書差上候間宜御取繕ニ而
御上申奉願候、将又過日被仰下候御容体書ニ週間毎ニ上申可
仕旨奉畏候、尚御容体ニより候而は其間時々可申上此後は必
上申書ニ可仕候、先は右申上度如此御座候也

十四年一月三十一日 高階五等侍醫

池田一等侍醫殿

尚以嚴寒之時下御局中之諸君にも益御安泰御奉務之御事
珍重奉賀候、下官にも以高尻無事滞在罷在候、乍憚御放
慮可被下候、諸君へも宜敷御伝声奉願候也

〔遠藤〕

11 明治(十四)年三月十九日

八六七 高階経徳 池田謙斎

過日來は再度之尊信御入念に御回答被下拜見仕候、時下寒暄
不調之時下益御多祥被為入珍重奉存候、陳は去十日東久世殿
御始山口・太田・萩之諸君無御滞御西着、翌十一日午前十時
桂宮へ御參ニ相成、其節宮御容体可申述旨にて、下官も出頭
東久世殿御始え拜謁、御所ニは益御機嫌能被為成候御事奉
伺候て恐悦至極難有仕合奉存候、同日午後一時頃宮、東久世
殿へ御対面ニ相成、御寛々御談話之趣、惣て富小路殿御參之
節と御同様ニ御座候、其節下官方宮当節之御容体御詳細ニ可
申述、且東久世殿御帰京之節は宮御容体書可差上旨ニ付、当
日は即今之御容体演述、猶御容体書相認本月十六日東久世殿
へ入御覽置候、扱宮当節之御容体過般上申仕候後惣て御同様
更ニ御異状不被為在、御口中御局処も御洗淨頻ニ被為遊候後
は御瘡面も稍御潔淨にて御蔓延之御様子も無之様御座候ニ奉
伺候、御胃腸之御機能ハ隨分御宜被為入、御食氣被為振、牛
乳も追々御增量にて近來は二合許も被召上、其他魚味も少々
宛御好被為遊候程之御事ニ御座候、御全身之御疲労は急速ニ
御回復被為遊候御事には無御座候へ共、御惣体惣て御静隱、
御氣先も御輕被為入、目今御格別御險惡之御証状も不奉伺候、
右御容体東久世殿御帰京之上は定て具ニ言上可相成と奉存候
へ共、尚御含置可被下候、右御容体書十三、四日之頃には貴
官を経て上申可仕候処前文之次第にて重複相成候ニ付省略仕

候、最今回東久世殿にも御親ク御容子御伺にて、先御格別之御険候も御伺不被成、且從來之御容体は貴官方篤と御上申二相成居候御事と奉存候二付、御発病已來今日迄之御経過と御予後之事等は相省キ只当節之御容体を筆記仕候義ニ御座候へは頗簡短ニ御座候間是亦御含置可被成候、御薬方は先御同方調献仕居候、何分当節御胃腸之御景況至極御宜被為入候間今暫御前法ニ依り候義御諒察可被下候、

一 毎回御詳悉ニ尊地之景況等御示被下候処、御答申上候程之西京妙況も無之、甚寂寥之事ニ御座候、殊ニ当春は非常之残寒にて今以梅花之消息も無之、東北山は時々銀色を呈し候、既二十六日は東久世殿・赤松少將殿・山口御始侍従之諸君桂川村御別殿にて御饗応之折柄、午後五時頃より飛雪紛々誠ニ意外之佳景ニ相成り、帰途凍雪寒月不覚肌上ニ粟を生し候、右等之氣候当地にても近來無之事と申候、東久世殿にも御滞京中毎に御参宮にて、其節毎々宮にも御対面御談話御座候趣、至極御満足之御事と奉存候、則昨十八日東久世殿御一行当地御発足御帰京ニ相成候得は、定て不遠当地之近況伝聞と奉存候、先は右之段申上度、誠ニ御無音多罪之至平ニ御海涵可被成下候、乍筆抄御同局諸君へ宜被仰上可被下候、何レ不日再応一書呈上可仕、其後之御容体御手續等は委詳可申上候、恐々頓首

三月十九日

池田一等侍医殿

尚々々々桂御殿奥向へ御伝言之趣は逐一申述候、何も宜

經德拜白

敷申上度被申出候、山本行正も無事精勤ニ御座候、安藤(六)氏も兎角六ヶ敷、貴官御帰京後漸一兩度之拝診ニ御座候、是には殆困却之事ニ御座候、山口老父は終ニ去月初旬ニ死去、当時藤木日々出頭、誠ニ幸然之事ニ御座候、余は後鴻万々可申上候、頓首、
〔田中〕

(一) 東久世殿……東久世通禱、元老院副議長。

(二) 山口……山口正定、侍従長。

(三) 太田……太田左門、侍従。

(四) 萩……萩昌吉、侍従。

(五) 赤松少將……赤松則良、海軍少將、のち男爵、貴族院議員、大正九年没、年八十。

(六) 安藤……安藤精軒、宮内省御用掛。京都療病院の開設などに尽力、のち京都医会副会長。大正七年没、年八十四。

(七) 藤木……京都の元典医、鍼科医。

12 明治十四年七月十七日

八六〇 高階經德 池田謙齋

侍医高階經德

謹啓(一損)仕候、時下暑(一損)被為御益御萬勝奉^甲賀候、尔來は御無音可被為免候、陳は桂宮御容体本月五日上申之後は(一損)不被為入、後より(一損)は去月廿九日卒然御面部御腫脹、一時御発熱御鬱悶之御様子ハ全ク御唾腺御

閉塞ニ依り候之事哉（一損）御唾液之御分泌甚御少（一損）中御乾燥勝チニ被為入候処、右御腫脹御消褪之頃より頻リニ御瀉涎被為在、御面部之御景状は凡ソ御復旧（一損）少々宛之御差引は被為在候へ共御惣体は先以御同様御静穩被為入候、別紙御容体書を以て上申仕候、宜奏上（一損）將又先般ハ岩倉右府公御^損□上ニ相成り、去十四日桂宮へ御參ニ相成、小生も拝謁仕り候て宮御容体も具ニ言上仕候、御同公にも終始御承知之御由にて、御歎^損□御座候、然ルに皇后宮へ宮御容体を同公より具申被為遊度御由ニ付、昨年九月御養病已來之御経過を大（損）記し差上置候、宮中にて御内覽も御座候ハ、宜敷取合可被下候、

○過日愚衷を以て内々申上置候件も早速宮内卿殿へ御申入被下候処、御同卿御意中云々御諭示被下奉畏候、實以当節御局中御無人之折柄強て申上候訳にては無之、只々小生拙技を以て重任担当仕候事深恐懼罷在候故之義ニ御座候、尊示ニ隨ひ乍不及精々尽力可奉酬渥恩候、乍併御容体追々御切迫ニ相成候へは、電信を以て可申上候、其御は何卒宜敷御配慮奉願候、小平義も滞在長々ニ相成り客路之情態も如何に付、去月上旬より三本木南町^{即チ神戸文哉之旧宅也}え転住仕り荊妻をも呼寄頗ル籠城之策ニ決シ候間御休意可被成下候、以高庇身事都合宜候、難有奉謝候、扱又山本行正氏義實以不容易之勉強、全同人之心添ニより小生も大に勤能候ニ付ては再應之義ニて如何可被為在哉難計候へ共、何卒御内儀特別思召を以て何欵拝領物を仰付られ度奉願候、可相成は御発軫迄に相運候様宮内卿殿へ御

懇談被下度奉希候、誠に申上にくき事ニ御座候へ共、小生も日勤同様之景況故物之多少ニ不管^{（一）}只々御内儀思召之処相徴候へは難有、殊ニ一段之尽力も可被致と存候事ニ御座候、宜ク御勤考奉願候、

○花松権典侍様にも御妊娠、貴官には御掛り之御由、御苦勞奉存候、誠に恐悅此事ニ御座候、

○当地暑氣殊之外烈敷御座候て既に昨十六日は正午八十八度ニ相昇候、日々出頭大困却ニ御座候、先は右申上度如斯御座候、余は期後鴻候、局長君御始へ宜被仰上可被下候、恐々頓首

十四年七月十七日

高階経徳

池田一等侍医殿

本日は昼伺参上之処少々拝診隙入勿々退出之際相認、乱文御判見奉願候、再白

〔田中〕

（一）岩倉右府……岩倉具視、明治十四年京都で静養中。

（二）神戸文哉……未詳。

（三）花松権典侍にも御妊娠……千種^{コト}任子が第三皇女詔子^{アキ}内親王滋宮を妊娠したことをさす。滋宮は明治十四年八月三日誕生。

池田文書——高階経徳書簡一覽

書簡番号	発信年月日()内推定	発信者名	受信者名	備考
1	836 明治 3 年 4 月 21 日	高階大典医	池田少典医	天脉拜診
2	853 明治(12)年 7 月 8 日	高階経徳	池田先生	早蕨典侍弥御産所ニ被移
3	838 明治(12)年 8 月 13 日	高階経徳	池田先生	早蕨典侍殿御容体
4	861 明治(13)年 10 月 18 日	経徳	池田謙斎様	習志野下志津原へ行幸
5	1850 明治(14)年 1 月 11 日	経徳	池謙斎先生	蕪詩を以て
6	852 明治(14)年 1 月 11 日	経徳	謙斎賢兄	当地御買物代
7	1854 明治(14)年 1 月 14 日	経徳	池一等侍医先生	桂宮様御容体
8	868 明治 14 年 1 月 22 日	経徳	池田謙斎殿	桂宮様御容体書
9	862 明治(14)年 1 月 30 日	経徳	池田謙斎先□	山本え被下金之義
10	837 明治 14 年 1 月 31 日	高階五等待医	池田一等侍医殿	両皇后宮
11	867 明治(14)年 3 月 19 日	経徳	池田一等侍医殿	東久世殿始御西着
12	860 明治 14 年 7 月 17 日	高階経徳	池田一等侍医殿	一時御発熱御鬱悶
13	851 明治(14)年 8 月 8 日	高階経徳	池田謙斎殿	桂宮御容体
14	844 明治(14)年 9 月 27 日	高階経徳	池田謙斎殿	桂宮御容体
15	834 明治(14)年 9 月 28 日	高階	池田謙斎殿	宮御容体甚危険
16	863 明治(14)年 9 月 29 日	高階経徳	池田謙斎殿	宮御容体甚以不直
17	833 明治 14 年 11 月 22 日	高階経徳	池田一等侍医殿	聖上少々御痰咳
18	1855 明治(15)年 5 月 23 日	高階経徳	池田先生	観古美術会へ行幸
19	859 明治 年 3 月 6 日	高階経徳・竹内正信	池田一等侍医殿	皇太后宮
20	832 明治 年 月 7 日	高階経徳	池田先生	貴君之御一診
21	835 明治 年 2 月 7 日	高階経徳	池田尊兄	来十日小集
22	839 明治 年 7 月 16 日	高階経徳	池田先生	大谷家へ御往診
23	841 明治 年 5 月 23 日	高階経徳	池田盟長	夕景御参
24	850 明治 年 3 月 17 日	高階経徳	池田先生	令関君御儀御不快
25	855 明治 年 7 月 18 日	欠	欠	皇太后宮容体
26	856 明治 年 3 月 18 日	経徳	池田先生	結納儀式之義
27	857 明治 年 4 月 11 日	高階経徳	池田謙斎様	婚儀万端首尾能相済
28	864 明治 年 11 月 29 日	経徳	池田賢台	御来診奉願候
29	866 明治 年 2 月 12 日	経徳	池田先生	本日参堂可仕
30	1851 明治 年 4 月 27 日	経徳	池田一等侍医殿	御胃痛御困之趣
31	1852 明治 年 12 月 4 日	高階経徳	池田賢台	半井氏へ依頼
32	1853 明治 年 9 月 22 日	高階経徳	池田先生	必参上可仕
33	845 明治(17)年 4 月 4 日	高階経徳	池田賢台	岩佐殿送別会
34	846 明治(18)年 7 月 26 日	経徳	欠	皇后宮リントオルム御下
35	840 明治(19)年 1 月 24 日	高階経徳	池田先生	有栖川一品宮御危篤
36	847 明治(19)年 1 月 24 日	高階経徳	池田先生	一品宮御容体頓ニ御絶脈
37	854 明治(19)年 2 月 2 日	高階経徳	池田先生	経本解職願済之趣
38	848 明治(22)年 3 月 23 日	高階経徳	池田局長	高山紀斎より別紙答書